

ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)の拡充について

保護者の疾病や産後うつなどによる臨時・緊急的な一時預かり保育の需要に柔軟に対応できるように、既存事業やベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を拡充し、子育て家庭におけるセーフティネットを強化しました。

1. 令和6年7月以降の拡充点

○計画的な利用を前提としつつ、多様な一時預かり保育の需要に一定程度柔軟に対応できるように、年度内144時間の枠内において、月補助上限を引き上げました。

月補助上限額を 児童1人あたり月12時間 → 月20時間

(多胎児の場合は、児童1人あたり月24時間 → 月40時間)

○養育が困難な場合の相談・調整や既存事業を利用するまでのつなぎとして、

区独自の緊急対応枠を創設

子ども家庭支援センターが承認した場合に限り、

児童1人あたり最大60時間まで補助 (一会計年度につき2回まで)

時間/月		時間/月	時間/月
12		20	80
月補助上限(現行) (当初予算の考え方)	月補助上限 (拡充分)	緊急対応枠 <最大60h≒8h×7日間>	
← R 5 補助上限時間/月 →			
← R 6 補助上限時間/月 →		病気等により一定期間継続利用の必要性ある場合における「緊急一時保育援助事業」等の利用開始までのつなぎ	
※ 年間補助総時間数は、現行同様144時間まで		※ 子ども家庭支援センターに相談の上、「緊急一時保育援助事業」など他サービスへのつなぎの期間として利用料を補助	

2. 緊急対応枠の利用要件や利用の流れなど

(1) 利用要件

保護者の病気や怪我等による入院・療養、同居家族の入院による看護・介護、冠婚葬祭 等

(2) 利用の流れ

事前相談	・養育が困難になった事由や今後の見通し等を相談します ・緊急対応枠の利用が見込まれる場合は、家庭訪問の日程を調整します
家庭訪問	・養育環境を整えるための支援の方針を共有します ・緊急対応枠利用のための「利用確認書」を発行します
事業者と契約	・都の認定事業者一覧から事業者を選び、利用契約をします ・事業者から、申請に必要な書類の交付を受けます
補助金の申請	・必要書類を整え、補助金を申請します
補助金の交付	・審査に基づき、決定額を交付します